

監 査 報 告 書

学校法人 津田塾大学
理事会御中

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人津田塾大学寄附行為第28条の規程に基づき、学校法人津田塾大学の2024（令和6）年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務並びに財産の状況並びに理事の業務遂行の状況について監査を行った。その結果について下記の通り報告する。

1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、監査法人と連携し、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）などに必要と思われる監査手続を実施した。

2. 監査の結果

学校法人津田塾大学の業務並びに財産並びに理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実はないものと認める。

2025年（令和7年）5月23日

学校法人 津 田 塾 大 学

監 事 大 西 由 辰

監 事 阿 波 村 稔